

千葉市消費者教育推進計画



平成27年8月
千葉市

千葉県消費者教育推進計画における消費者教育

「自ら考え行動する自立した消費者」への成長を促進するための教育及びこれに準ずる啓発をいいます。

また、「自ら考え行動する自立した消費者」とは、従来から消費者に必要といわれている消費生活で合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を保有することにとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者のことをいいます。

「自ら考え行動する自立した消費者」

に成長していきましょう！！



私たちの消費生活を取り巻く環境は、日々、変わってきています。

高齢化の進展により、高齢者を狙う詐欺や悪質商法の手口は巧妙に変化しています。また、高度情報通信ネットワーク社会の到来により、インターネットを利用した際の不当請求などで消費者トラブルに巻き込まれる危険性も増加しています。

その一方で、千葉市産農産物やフェアトレード商品の購入など、消費行動により、地球環境や社会経済情勢に意見表明をする機会が増えつつあり、消費行動の重要性は高まっています。

こうした状況において、私たち千葉市民は、消費者として適切な対応ができるよう、自らが必要な知識を習得するとともに、よりよい社会の発展に積極的に関わっていく必要があります。

そこで本市では、千葉市在住の方はもちろん、在勤や在学している方など本市に関わる全ての方々が、「自ら考え行動する自立した消費者」に成長することを目指し、千葉市消費者教育推進計画を策定しました。

現在、幼児期から高齢期まで、学校、地域、職場などの様々な場面で消費生活に関連した施策を展開していますが、本計画は、それらを総合的かつ一体的に推進することで消費者教育の効果を高めることを企図しています。また、多くの消費者教育の担い手の育成、事業者や町内自治会、NPO法人などの関係団体の連携促進など、引き続き、消費者教育の充実・強化に取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました千葉市消費生活審議会委員をはじめ、ワークショップ構成員、消費者・事業者アンケートにご協力いただいた皆様、パブリックコメント等で貴重なご意見・ご助言をいただきました皆様ほか関係各位に心からお礼を申し上げます。

千葉市長 熊谷俊人

目次

第1章	千葉市消費者教育推進計画の基本的な考え方	1
1	千葉市消費者教育推進計画策定の経緯	1
2	本計画策定の目的	1
3	本計画における消費者教育の対象及び担い手	1
4	本計画の位置付け	1
5	本計画の期間	2
6	本計画の体系	2
7	本計画における重点課題	3
8	本計画の評価・実施状況の公表	3
第2章	消費生活の現状と課題について	4
1	消費生活の現状について	4
2	消費生活の課題について	12
第3章	個別施策	13
大分類1	消費者被害防止のための教育	13
大分類2	自立した消費者になるための教育	17
大分類3	事業者及び事業所への教育	26
大分類4	担い手の育成・支援	29
資料編		
I	「千葉市における消費生活の課題整理報告書」の概要	37
II	消費者教育施策の対象年齢期一覧	48
III	用語集	55
IV	消費者教育の推進に関する法律	60

第1章 千葉市消費者教育推進計画の基本的な考え方

1 千葉市消費者教育推進計画策定の経緯

本市では、現在、第2次千葉市消費生活基本計画（平成24年度～平成28年度までの5年間）に基づき、消費者施策を推進しており、消費者教育に関する施策として、消費生活に関連する講座や最新の悪質商法とその対処法等の出前講座（くらしの巡回講座）の開催や、学校における消費者教育等の施策を実施しています。

消費者教育を巡る近年の国の動向としては、消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）が施行され、平成25年6月に消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

消費者教育推進法によれば、市町村は基本方針等を踏まえ、消費者その他の関係者より構成される消費者教育推進地域協議会の意見を反映させ、市町村消費者教育推進計画を作成する努力義務を負うことになっています。

本市では、消費者教育推進法の施行や基本方針の閣議決定を受け、平成25年度に、消費者及び事業者に対するアンケートやワークショップ等を開催し、消費者教育を推進するため、消費生活における問題点等の課題整理を行いました。平成26年度には、市長が、消費者教育推進法第20条第1項に基づく「消費者教育推進地域協議会」の役割も兼ねる千葉市消費生活審議会に、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することについての諮問を行い、それを受け、設置された消費者教育推進部会で検討・討議がなされました。その結果を受け、本年4月に、千葉市消費生活審議会から市長に答申がなされ、7月にパブリックコメントを実施し、千葉市消費者教育推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画策定の目的

本計画は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することにより、千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長することを目的とし、策定します。

3 本計画における消費者教育の対象及び担い手

本市に在住・在勤・在学している幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者及び団体（町内自治会、ちばし消費者応援団、事業者団体等）など

4 本計画の位置付け

本計画は、本市における消費者施策を推進する第2次千葉市消費生活基本計画の下位計画ですが、本市で消費者教育を推進するための消費者教育推進法第10条第2項に基づく「市町村消費者教育推進計画」であるため、第2次千葉市消費生活基本計画に位置づけのない個別施策についても、第2次千葉市消費生活基本計画に準じて推進していきます。

5 本計画の期間

本計画の実施期間については、平成27年度から平成28年度までの2年間とします。これは、第2次千葉市消費生活基本計画の終期に合わせたものです。

なお、29年度以降は、本計画を第3次千葉市消費生活基本計画（仮称）に統合し、体系的に消費者施策を推進します。

6 本計画の体系

本計画では、大分類の下に、小分類を設け、その下に消費者教育担当課が実施する個別施策を位置付け、消費者教育を総合的かつ一体的に推進します。消費者教育担当課は30課であり、個別施策数は、110施策*となります。

※以下の大分類・小分類毎の個別施策数は、再掲を含む個別施策数で表記しているため、合計は110施策を上回ります。

（大分類1） 消費者被害防止のための教育

振り込め詐欺等の犯罪や悪質商法などの消費者トラブルを回避する能力や、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身につけるための教育。この大分類には、次の2つの小分類を設け、個別施策数は30施策となります。

小分類1 消費者被害防止に係る教育の促進（14施策）

小分類2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進（16施策）

（大分類2） 自立した消費者になるための教育

消費生活を営む（商品の購入や役務の提供を受ける）上で、合理的な意思決定ができると共に、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、社会の一員として、積極的に関与できる消費者への成長に貢献する、消費生活に関連する様々な分野の教育（食育、環境教育、国際理解教育等。消費者教育の内、大分類1に含まれない教育。）。この大分類には、次の5つの小分類を設け、個別施策数は73施策となります。

小分類1 食に関する教育の促進（21施策）

小分類2 情報とメディアに関する教育の促進（6施策）

小分類3 持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進（20施策）

小分類4 持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進（9施策）

小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進（17施策）

（大分類3） 事業者及び事業所への教育

商品及び役務を供給する立場において、事業者が消費者の消費生活に密接に関係している点を踏まえ、消費者目線で事業活動を行う事業者の育成を図る教育のほか、職域での消費者教育を推進する事業所の従業員に対する消費生活に関する知識及び理解を深めるための教育（千葉市の職員や教員への研修や啓発も含む）。この大分類には、次の2つの小分類を設け、個別施策数は19施策となります。

小分類1 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進（14施策）

小分類 2 職域における消費者教育の促進（5 施策）

（大分類 4） 担い手の育成・支援

消費者教育に関連する庁内・庁外の様々な団体が連携して実施する施策や消費者教育に携わる各種団体に対する人的・物的・資金的な支援及びその他育成に関する施策。この大分類には、次の 2 つの小分類を設け、個別施策数は 53 施策となります。

小分類 1 関係機関との連携（38 施策）

小分類 2 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援（15 施策）

7 本計画における重点課題

高齢者を中心とした消費者の財産被害が増加する現代社会において、消費者被害の防止は、市が取り組むべき喫緊の課題です。

また、多様な教育分野が関連する消費者教育には、多くの担い手が存在し、それらの担い手を育成することは、消費者教育の推進に大きく貢献します。なお、それらの担い手や関係機関等の連携を促進することは、互いの教育分野は勿論、消費者教育の効果を相乗的に高めることが期待できます。

以上のことから、「大分類 1 消費者被害防止のための教育」及び「大分類 4 担い手の育成・支援」を重点課題とします。

8 本計画の評価・実施状況の公表

本計画の年度ごとの評価及び実施状況は、千葉県消費生活審議会に報告するとともに、その内容を市民に公表します。

第2章 消費生活の現状と課題について

平成25年度に消費者及び事業者に対するアンケートやワークショップ等を実施し、消費者教育を推進するため、消費生活における問題点等の課題整理を行いました。

1 消費生活の現状について

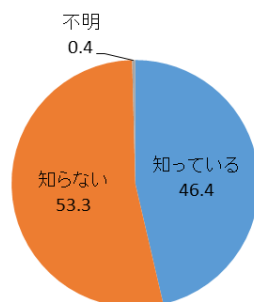
(1) 消費者アンケート

実施方法	インターネット	対面式
対 象	千葉市に登録している インターネットモニター	千葉市に在住・在学している消費者
回 答 数	1, 266人	1, 119人
手 法	千葉市ホームページにアクセスし て回答	生涯学習センター、緑いきいきプラザ 等市内施設（10か所）にて実施
実施時期	平成25年11月1日～11月7日	平成25年11月16日～12月15日

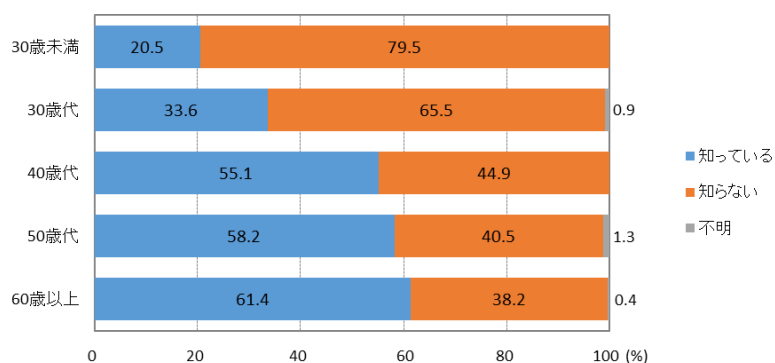
① 千葉市消費生活センターの認知について

千葉市消費生活センターという名称や場所などの認知は、「知っている」という回答が46.4%でした。また、「知っている」という回答は年齢を重ねるにつれて高くなる傾向がみられ、60歳以上の年代では、61.4%であったものの、30歳未満の年代ではその3分の1程度の20.5%でした。全世代に向けた周知はもちろんです、特に若年層に向けた千葉市消費生活センターの認知を高める啓発が必要です。

【対面式】 千葉市消費生活センターの認知
N = 1,119



(年齢層別)

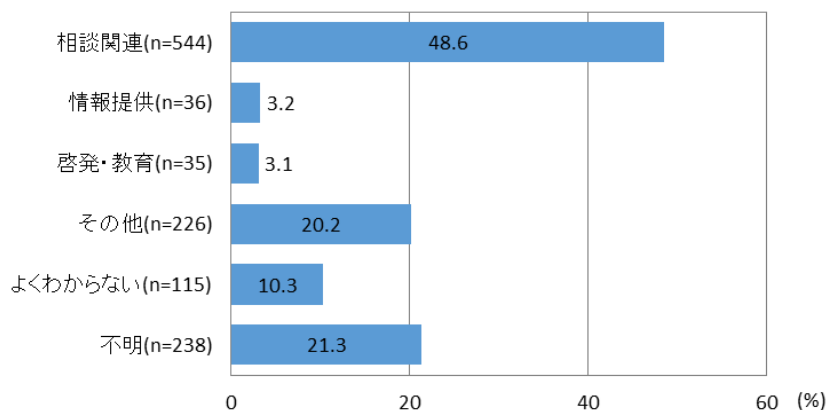


② 消費生活センターの業務・役割について

5割弱の消費者が、「相談を実施している」機関であるということは、認知していたものの、消費者教育に関する業務である「情報提供」や「啓発・教育」といった業務を実施しているという認知は両方合わせても6.3%であり、消費生活センターが消費者教育の拠点としての役割を担えていない状況が懸念されます。

【対面式】消費生活センターの業務・役割

※自由回答から分類 N = 1,119

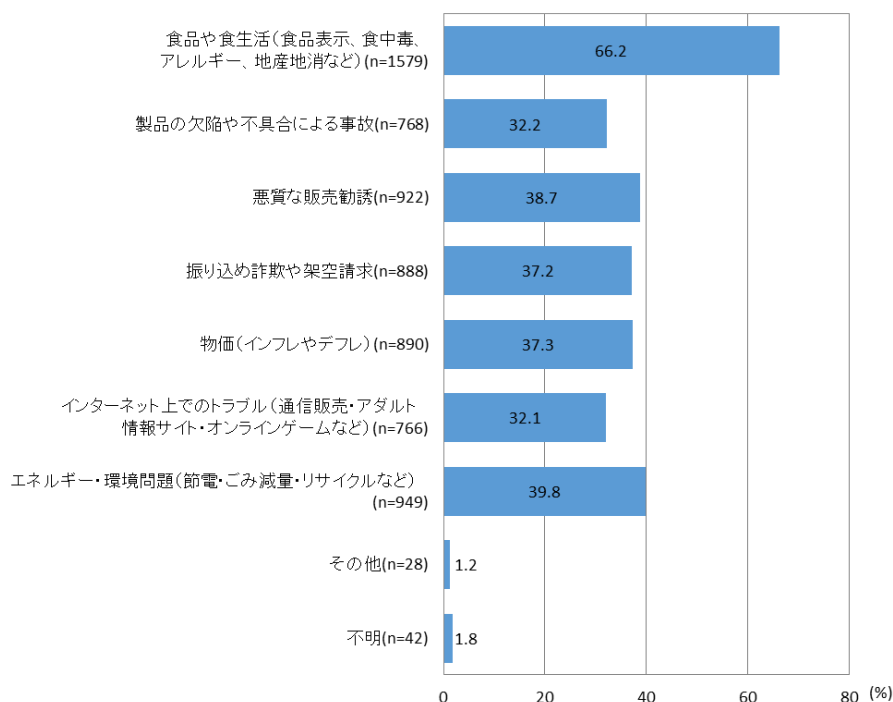


③ 関心のある消費生活に関する問題について

最も関心の高い問題は、「食品や食生活」に関する問題で66.2%でした。ついで、「エネルギー・環境問題」、「悪質な販売勧誘」、「物価」、「振り込め詐欺や架空請求」に関する問題の関心が4割弱ありました。市民の消費生活に関する関心は多岐にわたっており、様々な消費者教育担当課が連携して、啓発活動を実施する必要性が感じられます。

【インターネット・対面式合計】関心のある消費生活に関する問題

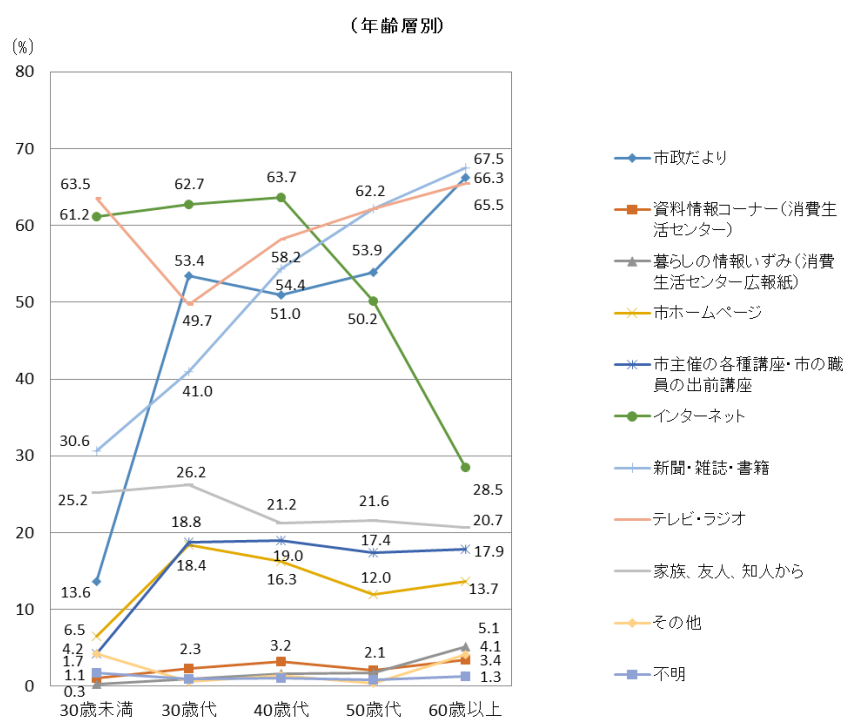
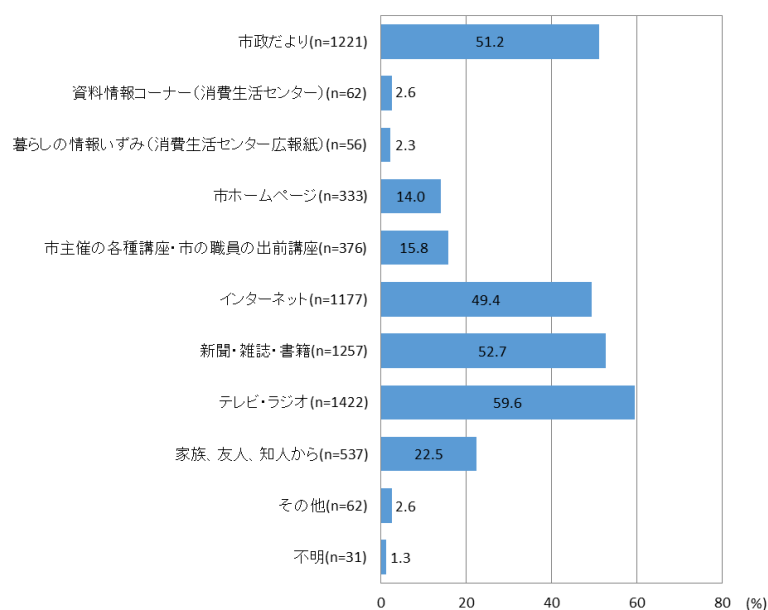
N = 2,385



④ 消費生活に関する情報の主な入手先について

消費者が情報入手に利用する媒体として多いのは、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌・書籍」、「市政だより」、「インターネット」の順ですが、利用する媒体は、年代により異なります。40歳代以下の「インターネット」の利用割合は6割を超えていますが、50歳代では50.2%、60歳以上の年代では28.5%と低下しています。他方、30歳未満の年代で13.6%と低い利用割合である「市政だより」は、30歳代から50歳代では5割を超え、60歳以上では67.5%となります。情報入手に利用する媒体は、世代間で異なることを念頭に情報提供を実施する必要があります。

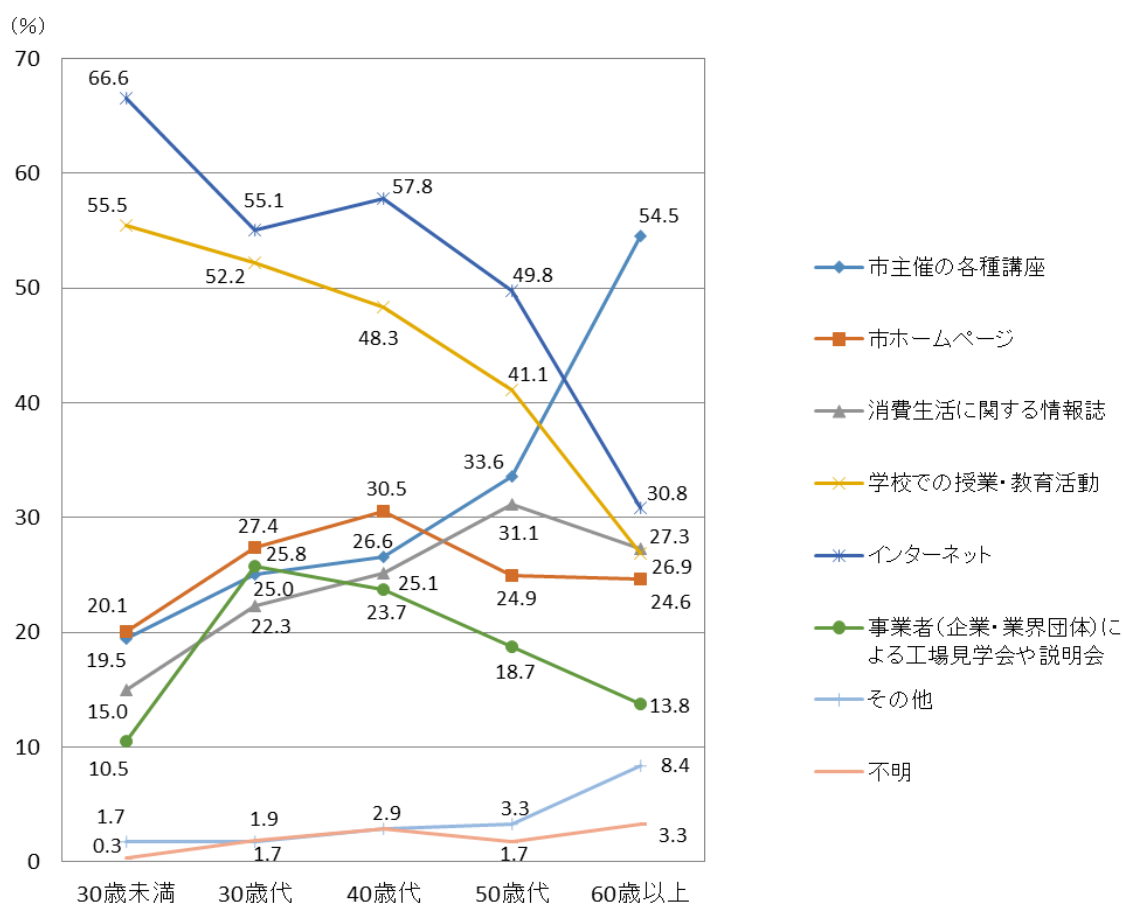
【インターネット・対面式合計】消費生活に関する情報の主な入手先
N = 2,385



⑤ 消費者が消費生活に関心をもつために有効だと思うものについて

50歳代以下の年代においては、「インターネット」と「学校での授業・教育活動」が1位と2位を占めました。一方、60歳以上の年代では、「市主催の各種講座」について「インターネット」という結果になっています。消費者教育は、インターネット等で手軽に情報を入手できる環境を整えるのと同時に、学校教育等で若年期から学ぶことにより、身に着くと考える消費者が多いことが推測されます。一方、年齢が高くなるにつれ、市主催講座を有効と考える割合が高まっていることから、高齢の年代に対しては、市主催の講座等で消費者教育への関心を引き起こす必要性があると考えられます。

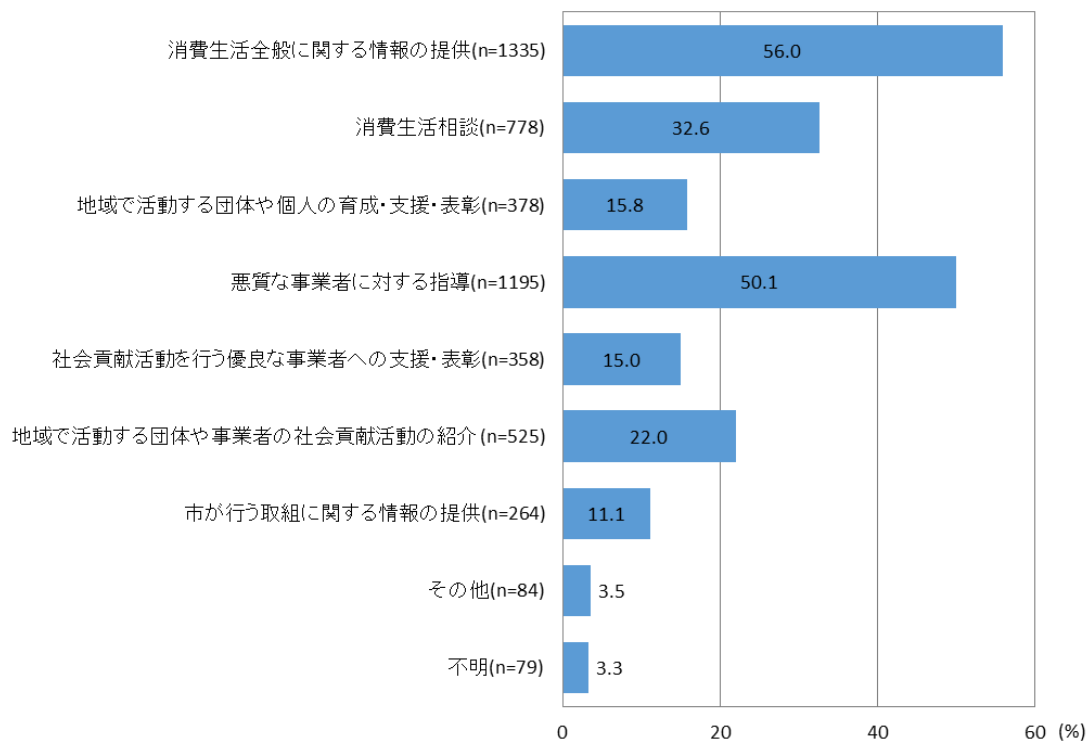
【インターネット・対面式合計】消費生活に関心を持ってもらうために有効だと思うもの



⑥ 消費生活を豊かにするために市に期待する役割について

「消費生活全般に関する情報の提供」が56.0%、ついで「悪質な事業者に対する指導」が50.1%、「消費生活相談」は32.6%でした。消費者は、市に対して、情報提供という消費者教育の充実を求めていることが分かります。

【インターネット・対面式合計】消費生活を豊かにするために市に期待する役割
N = 2,385



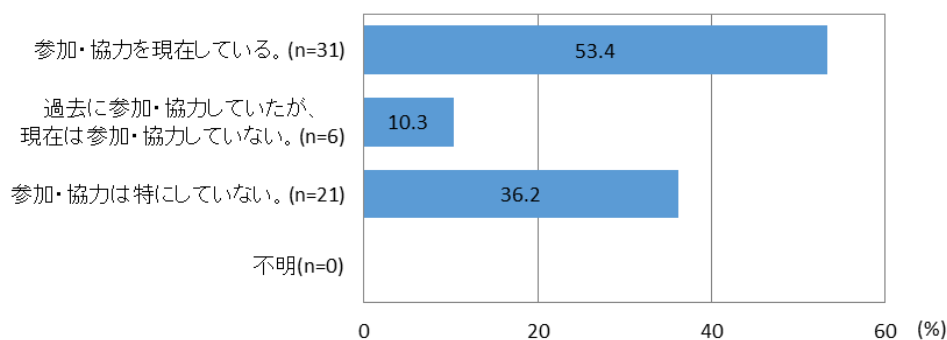
(2) 事業者アンケート

実施方法	郵送
対 象	千葉市内で事業を行っている事業者100社
回 答 数	58社
手 法	調査票を事業者に郵送し回収
実施時期	平成25年11月26日～12月12日

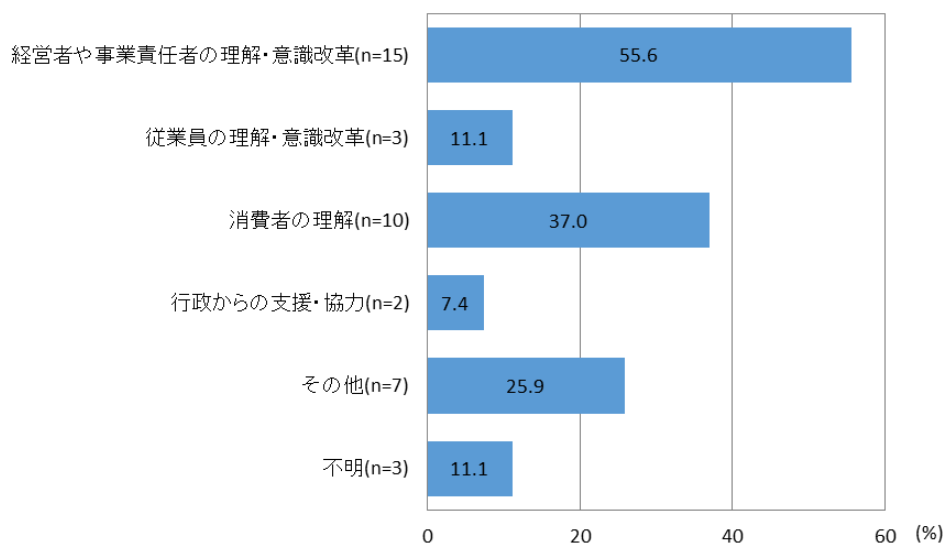
① 地域や行政の実施するイベントや活動への参加・協力の状況及び参加・協力する場合に必要と思われるものについて

「参加・協力を現在している」事業者は53.4%であり、過去を含めると63.7%の事業者が参加・協力したことがある状況です。一方、参加・協力する場合に必要と思われるものについては、「経営者や事業責任者の理解・意識改革」とする回答が55.6%あり、事業者による消費者教育の実践には、消費者教育について経営者等の理解や意識を高めることが重要であると推測されます。

地域や行政の実施するイベントや活動への参加・協力の有無



地域や行政の活動に参加・協力する場合に必要と思われること
N = 27

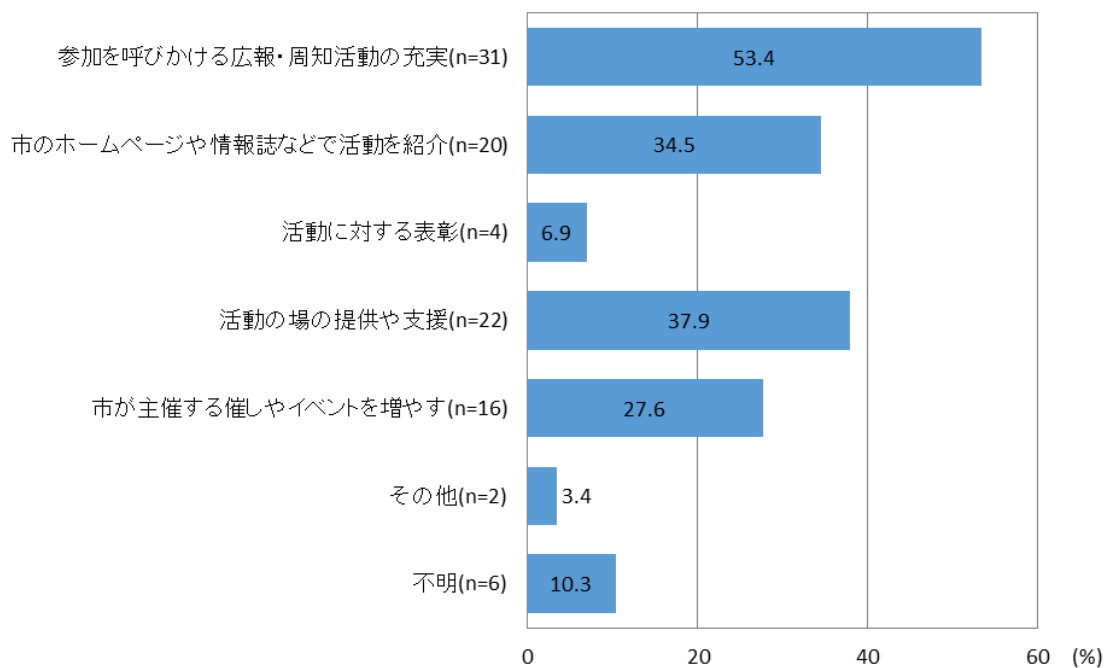


② 事業者が地域社会で活動を行うにあたって行政（千葉市）に期待するものについて

千葉市の役割として、事業者が期待するものは、消費者に当該イベント等への「参加を呼び掛ける広報・周知活動の充実」を求めるものが53.4%、「活動の場の提供や支援」が37.9%、「市のホームページや情報誌などで活動を紹介」というものが34.5%でした。事業者が社会貢献活動を実施・継続するに当たり、市に対して、当該事業者の活動を多くの消費者に効果的に伝えることを望んでいるものと推測されます。

行政（千葉市）に期待するもの

N = 58



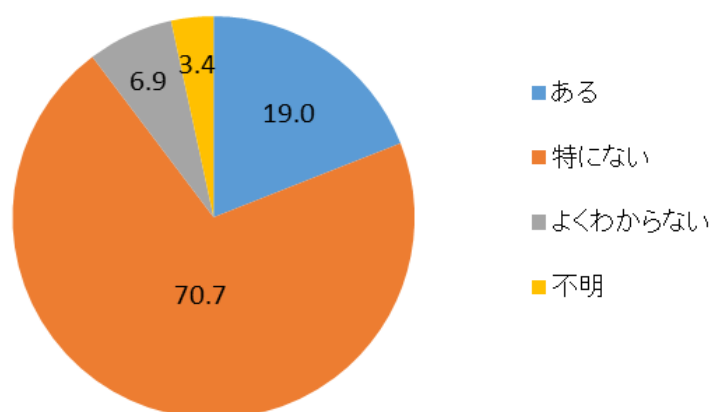
③ 職域での消費者教育について

従業者が職域で消費者問題や消費生活について学ぶ機会は、70.7%が「特にない」と回答しています。「ある」と回答した事業者も、「経営計画発表会」や「消費税に対する対策」、「消費者の動向」といった企業活動において、相対する消費者について学ぶといったところで、職域での消費者教育が進んでいない現状が分かります。

従業員が最近の消費者問題や消費生活について学ぶ 機会の有無

N = 58

(%)

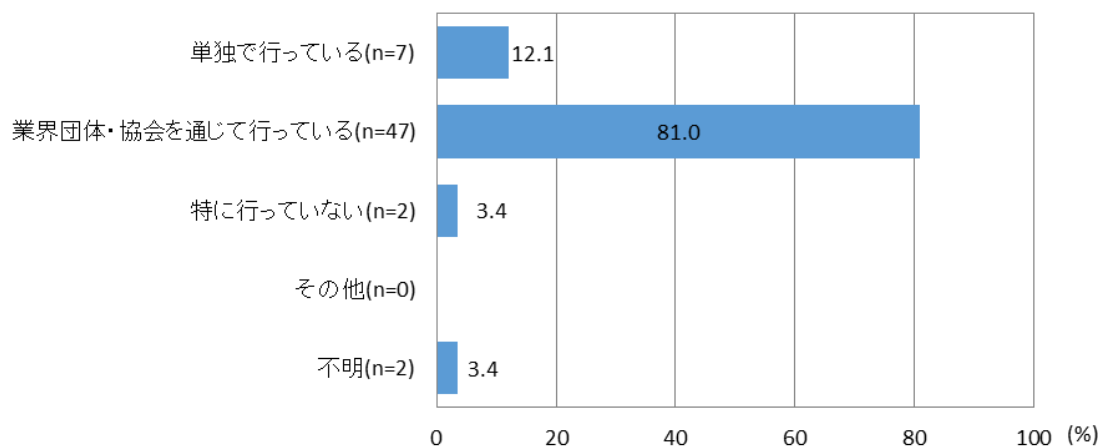


④ 学校での教育活動に対する支援・協力について

学校での教育活動は、「業界団体・協会を通じて行っている」事業者が81.0%、「単独で行っている」事業者が12.1%で、既に93.1%の事業者が実施しています。その実施内容については、「職場体験」、「学校への出前事業としてのエコプログラム」、「食育応援企業連絡会での出前講座」など消費者教育に関係すると思われる支援内容も含まれています。

学校での教育活動に対する支援・協力

N = 58



2 消費生活の課題について

(1) 学校での消費者教育（子どもに関する消費者教育）の推進

- ・教育委員会での教科横断的な指導計画（案）の作成
- ・消費者教育研究モデル校事業実施
- ・事業者や団体の提供する消費者教育（見学施設や講師派遣等）情報の一元化とそれを学校等に提供するための仕組みづくり
- ・学校やPTA等と連携した保護者への情報提供の仕組みの検討
- ・子ども向け施設や団体と連携した子ども向けのイベントや教育プログラムの実施

(2) 事業者が実施する消費者教育の推進

- ・事業者が携わるイベント等における消費生活センターの啓発の実施
- ・事業者との連携による職場体験、工場見学等の実施
- ・事業者及び従業員を対象とした講座や研修の実施
- ・中小企業でも消費者教育に参加しやすい仕組みの構築及び支援
- ・消費者教育を実施する企業に対する表彰等

(3) 地域社会での消費者教育の推進

- ・くらしの巡回講座や啓発資料等の充実
- ・消費者被害防止に関する活動を行うボランティアの育成
- ・地域団体等と連携した消費者被害防止に関する情報ネットワークの構築
- ・市民活動支援センター等と連携した消費者教育の担い手の育成

(4) 消費生活センターの機能強化

- ・多様な媒体を利用した消費者教育に関する情報発信
- ・多様な消費者教育のメニューの情報発信地、消費者教育の拠点としての機能強化

第3章 個別施策

個別施策については、施策を実施する消費者教育担当課や事業内容を記載した表を掲載しています。この表の見方については、次のとおりです。

施策の内容	取り組む施策の内容を具体的に記載しています。
担当課	それぞれの施策を担当する消費者教育担当課の名称を記載しています。
主な関係先	施策を推進するにあたっての主な関係先について記載しています。
施策が対象とする年齢期	施策の対象となる者の年齢期を記載しています。
再掲	施策が他の小分類にも掲載されている場合、該当箇所を記載しています。 「2①」は大分類2「自立した消費者になるための教育」にある①「食に関する教育の促進」にも掲載されていることを表します。

大分類1 消費者被害防止のための教育

(1) 現状

千葉市における消費生活相談の件数は、過去5年の平均は5,813件であり、平成26年度は5年ぶりに、6,400件を超えました。

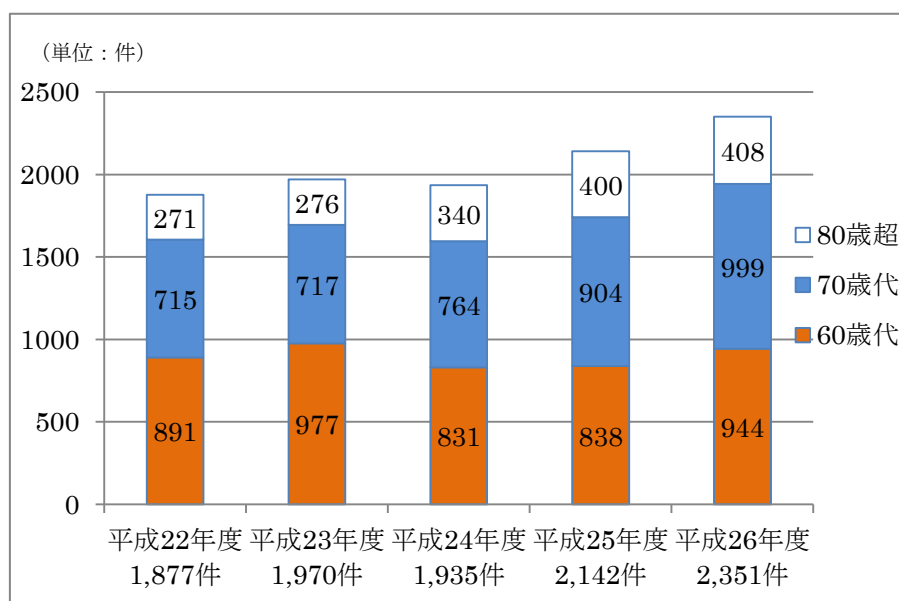
また、相談者の年齢に関する特徴としては、相談全体に占める60歳代以上の高齢の市民からの相談件数が上昇傾向にあります。

消費者トラブルは様々なものがあり、内容も常に変化しているため、市民に対する情報提供や、高齢者への見守り等の取組を強化していく必要があります。

①千葉市における相談件数（単位：件）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
5,723	5,848	5,401	5,628	6,466

②60歳以上の相談件数の推移



③相談の多い商品・役務名 上位3

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1位	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト	商品一般	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト
2位	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	アダルト情報サイト	商品一般	商品一般
3位	商品一般	賃貸アパート	デジタルコンテンツ	賃貸アパート	デジタルコンテンツ

(2) 個別施策

小分類1 消費者被害防止に係る教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	地域における防犯対策に関する教育を行うため、防犯について専門的知識を有する防犯アドバイザーを市民団体等（市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体）に派遣します。	地域安全課	市民団体等	高校生期 成人期	3②
2	地域の防犯体制を強化するため、防犯パトロール隊について育成、支援及び表彰を行います。	地域安全課	防犯パトロール隊	高校生期 成人期	4②
3	地域における防犯活動のリーダーを養成することを目的として、講座を開催します。	地域安全課		高校生期 成人期	
4	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、各区で消費者被害の防止のための講演会等を開催します。	消費生活センター	警察 区役所	高校生期 成人期	4①
5	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	3② 4①
6	消費者被害防止や地域での見守り活動を推進するため、地域住民等のニーズに合わせたくらしの巡回講座を開催します。	消費生活センター	地域団体	小学生期 ～成人期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
7	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	3①
8	悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。	消費生活センター		高校生期 成人期	
9	消費生活センターの機能周知や消費者トラブルの啓発のため、消費生活センターでの職場体験学習や教育現場への消費生活相談員の派遣等を行います。	消費生活センター 指導課	学校	小学生期～成人期 (特に若者)	4①
10	消費者教育推進WGが作成した指導用資料や消費者教育用視聴覚教材(相談する勇氣)について学校教育での活用を図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	小学生期 中学生期	4①
11	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期 ～成人期	3② 4①
12	成年後見制度に関する講演会の開催及び講師の派遣を行います。	高齢福祉課	千葉市成年後見支援センター	高校生期 成人期	
13	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。	高齢福祉課 高齢施設課	消費生活センター いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	4①
14	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	4①

小分類2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	3② 4①
2	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。	地域安全課	警察	高校生期 成人期	4①
3	市、事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施します。	地域安全課	事業者 警察 庁内関係課	全世代	4①
4	防犯意識の高揚を図るため、市内事業者との間で、「防犯への協力に関する覚書」を締結し、協働して防犯活動を行います。	地域安全課	事業者	全世代	4①
5	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。	地域安全課 消費生活センター	警察	高校生期 成人期	4①
6	関係機関と連携して、「消費者被害注意報」の配信場所を増やし、高齢者の見守りに関する情報提供を促進します。	消費生活センター	高齢者等悪質 商法被害防止 ネットワーク 会議幹事及び 委員	高校生期 成人期	4①
7	民生委員や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者実態調査に併せ、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	民生委員 高齢福祉課	成人期 (特に高齢者)	4①
8	消費者トラブルに迅速な対応をするため、高齢者と障害者の相談窓口と連携して、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	高齢障害支援課	高校生期 成人期	4①
9	消費者トラブル防止のため、事業者に対して、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発を図ります。	消費生活センター		成人期	3①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
10	消費者トラブル防止のため、消費生活相談に関する意見交換に訪れた事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営についての意見交換を行います。	消費生活センター		成人期	3①
11	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。	消費生活センター	庁内関係課 ちばし消費者 応援団	全世代	4①
12	消費者トラブルとその対処法等について、ホームページを活用し、情報提供を行います。	消費生活センター		高校生期 成人期	
13	大学と連携して、大学生の消費者被害防止に向けた取り組みを行います。	消費生活センター	大学	成人期 (特に若者)	4①
14	消費者トラブルに係る情報を取得しやすい環境を整備するため、町内自治会などと連携し暮らしの情報いずみの配布場所の見直しや、暮らしの情報いずみ特集号の発行を行います。	消費生活センター	町内自治会 医療機関	高校生期 成人期	4①
15	成年後見制度についてパンフレットの配布やPR活動を実施します。	高齢福祉課	千葉県成年後 見支援センタ ー	高校生期 成人期	
16	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。	高齢福祉課	町内自治会 社会福祉法人	成人期	4②

大分類2 自立した消費者になるための教育

(1) 現状

千葉県消費者教育推進計画が目的とする「自ら考え行動する自立した消費者」への成長を促進するためには、市民が消費生活を考えていく上で、身近な食に関する問題や、現在、市民生活に密接なものになりつつある情報とメディアに関する知識、また、地球規模での持続可能な開発を考える環境や消費に関する問題の契機となる国際理解教育などに関する知識の習得が重要になっております。しかしながら、これらの施策は、同一の個別部門計画により、総合的かつ一体的に推進されてはいないため、それぞれの教育の担当課や関係団体等により、個別に推進されている状況です。

(2) 個別施策

小分類1 食に関する教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。	消費生活センター 生活衛生課		高校生期 成人期	
2	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行います。	健康支援課		高校生期 成人期	
3	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。	健康支援課	健康課 食生活改善推進員	全世代	4①
4	関係機関と連携し、食育のつどい等イベントを開催し啓発を行います。	健康支援課	庁内関係課 関係行政機関 食品関係団体等	全世代	4①
5	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成・育成を行います。	健康支援課	健康課	成人期	4②
6	関係団体や食品関連事業者等と連携し、料理教室を開催します。	健康支援課	健康課 食品関係団体	全世代	4①
7	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	3① 4②
8	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の安全に関する講演会等を開催します。	生活衛生課		高校生期 成人期	
9	乳幼児の保護者等に対し、ホームページを通じて食育に関する情報提供を行います。	保育運営課		成人期	
10	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所において食育計画を策定し、取り組みを実施します。	保育運営課	保育所	幼児期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
11	食育だより等を通じ、保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。	保育運営課 保健体育課	保育所 学校	成人期	
12	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	3① 4②
13	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。	農政課	生産者 小学校	小学生期	
14	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、観光農園において農産物の収穫等の体験活動の場を提供します。	農政課	観光農園開設者 農業団体	全世代	
15	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、体験農園において農産物の栽培等の体験活動の場を提供します。	農政課 農業経営支援課	体験農園開設者	全世代	
16	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、市民農園において農産物の栽培等の体験活動の場を提供します。	農政課 農業経営支援課 農業生産振興課	市民農園開設者 農業団体	全世代	
17	親子で農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、下田都市農業交流センターにおいて家族お米作り体験を実施します。	農業経営支援課	下田都市農業交流センター	全世代	
18	農山村留学を活用し、食に関する理解を進めます。	指導課	小学校	小学生期	
19	地産地消の推進のため、関係機関や農政課と連携し、市内産農産物を取り入れた学校給食を計画的に実施します。	保健体育課	農業協同組合 卸売業者 農政課 学校	小学生期 中学生期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
20	学校生活の中で、児童及び生徒が食に関する指導を受けられるよう、各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、それに基づいた指導を行います。	保健体育課	学校	小学生期 中学生期	
21	食に関する実践力（体に必要な食品を選択する力や自己管理能力等）を身に付けるため、学校給食において、セレクト給食やバイキング給食等の会食形態を工夫した給食を実施します。	保健体育課	学校	小学生期 中学生期	

小分類2 情報とメディアに関する教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
2	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢福祉課	(公社) 千葉市 シルバー人材センター	成人期	4①
3	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢施設課	いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	
4	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。	教育センター	学校	小学生期 中学生期	
5	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。	教育センター	学校	成人期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
6	公民館や生涯学習センターにおいて、パソコン等の操作技術の習得をはじめ、情報モラルやセキュリティ、情報収集、機器の適切な利用等に関する講座を開催します。	生涯学習振興課	公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	

小分類3 持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター	全世代	3① 4①
2	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。	環境保全課	庁内関係課	高校生期 成人期	4①
3	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連のイベントを開催します。	環境保全課	エコメッセ実行委員会	全世代	4①
4	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。	環境保全課		全世代	
5	大草谷津田いきものの里等を整備し、自然保護活動の育成等を目的として、ボランティア団体が行う保全活動を支援します。	環境保全課	ボランティア団体	高校生期 成人期	4②
6	環境に関する情報を提供するため、環境情報紙「エコライフちば」を発行・配布します。	環境保全課		高校生期 成人期	
7	児童、生徒向け環境教育教材を作成し、活用します。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
8	市立の小中学校において、環境学習モデル校を指定し、年間を通じた教科やその他の取組の中で、児童及び生徒の環境保全活動に参加する意識の向上等を図ります。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	4①
9	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、講演会及び学習会等を開催します。	環境保全課 生涯学習振興課	事業者 環境NPO	全世代	
10	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシピ料理の普及啓発活動を行います。	廃棄物対策課		全世代	
11	焼却ごみの削減に向け、イベントでの啓発品の配布や大学生ボランティアグループとの連携による啓発を行います。	廃棄物対策課	大学生ボランティアグループ	全世代	4①
12	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	3① 4②
13	ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、市民向けには「GO!GO!へらそうくん」、事業者向けには「リサイククリーンちば」等ごみ減量広報誌を発行します。	廃棄物対策課		全世代	3①
14	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。	廃棄物対策課		成人期	
15	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。	廃棄物対策課	町内自治会 市民活動団体 事業者	全世代	3①
16	幼児や小学校低学年向けに、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。	廃棄物対策課	保育所 幼稚園 小学校	幼児期 小学生期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
17	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。	収集業務課	集団回収団体	全世代	4②
18	新浜リサイクルセンターで親子リサイクルチャレンジ教室（施設見学と牛乳パックを使った紙すきはがき作り）を開催します。	廃棄物施設課		小学生期 成人期	
19	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組みの一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。	緑政課	公共施設等	全世代	
20	動物公園において、持続可能な開発のための取組み（規格外の野菜の利用等）について飼育係のお楽しみDAY等の講座で、来園者等に情報発信します。	動物公園		全世代	

小分類4 持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	中学生期～成人期 (特に若者)	4①
2	(公財) 千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会 国際交流・国際協力活動を行う団体	全世代	4②
3	国際化を推進するため、国際交流ボランティアを育成します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	高校生期 成人期	4②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
4	小学校5・6年生を対象とした外国人講師による外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な英語活動を通して、児童に豊かな国際感覚を身に着けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力の育成を図ります。	指導課	小学校	小学生期	
5	英語を母語とする外国人講師を市立中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。	指導課	市立中学校・高校	中学生期 高校生期	
6	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
7	帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
8	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。	生涯学習振興課	千葉ユネスコ協会	全世代	4②
9	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。	稲毛高等学校・附属中学校		中学生期 高校生期	

小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。	給与課		成人期	3②
2	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。	広報広聴課	千葉県弁護士会	高校生期 成人期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
3	計量制度に関心のある消費者を育成するため、計量に関する講座及び常設展示を実施します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
4	様々な年齢層が参加することができるよう、多様な消費生活に関連する講座を開催します。	消費生活センター		小学生期 ～成人期	
5	受講者のニーズにあったくらしの巡回講座を実施するため、くらしの巡回講座のメニューを充実します。	消費生活センター		小学生期 ～成人期	
6	生活関連商品等の価格等について、必要に応じて市民に対し情報提供を行います。	消費生活センター		高校生期 成人期	
7	事業者の計量管理意識の向上のため、事業者を対象とした計量に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	3①
8	消費生活センター資料情報コーナーを整備し、利用者の増加を目指すため、資料情報コーナーに配架する資料の充実を図ります。	消費生活センター		全世代	
9	消費生活センター情報プラザを整備し、来訪者の増加を目指すため、情報プラザの掲示物やリーフレット等を定期的に見直します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
10	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	3① 4①
11	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への受け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	3① 4①
12	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶキッズ・アントレプレナーシップ教育を推進します。	経済企画課	大学 事業者	小学生期 ～高校生期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
13	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。	住宅政策課		成人期	
14	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、旧耐震基準により建設された住宅の所有者を対象に耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。	住宅政策課		成人期	
15	学習指導要領を踏まえ、各教科領域における消費者教育との関連を確認し、教員への情報提供を検討します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
16	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費生活に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館	高校生期 成人期	4①
17	公民館や生涯学習センターにおいて様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。	生涯学習振興課	公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	

大分類3 事業者及び事業所への教育

(1) 現状

一部の事業者は、第2章の「1 消費生活の現状について」でふれたとおり、企業の社会貢献活動などの一環として、消費者教育推進法第14条の趣旨に沿った消費者への情報提供や従業員の研修等を実施していますが、未だ十分とはいえない状況です。

事業者の消費者教育活動を支援するため、千葉市の事業者及び事業所に対する消費者教育施策を積極的に進める必要があります。

(2) 個別施策

小分類1 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	1①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
2	消費者トラブル防止のため、事業者に対して、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発を図ります。	消費生活センター		成人期	1②
3	消費者トラブル防止のため、消費生活相談に関する意見交換に訪れた事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営についての意見交換を行います。	消費生活センター		成人期	1②
4	事業者の計量管理意識の向上のため、事業者を対象とした計量に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	2⑤
5	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	2⑤ 4①
6	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。	消費生活センター	地域団体 事業者	全世代	4②
7	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への受け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	2⑤ 4①
8	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	2① 4②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
9	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター	全世代	2③ 4①
10	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	2③ 4②
11	ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、市民向けには「GO!GO!へらそうくん」、事業者向けには「リサイクルクリーンちば」等ごみ減量広報誌を発行します。	廃棄物対策課		全世代	2③
12	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。	廃棄物対策課	町内自治会 市民活動団体 事業者	全世代	2③
13	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	2① 4②
14	教職員向けに実施した消費者教育に係る研修で活用した資料や消費者教育WGが作成した指導用資料などが、学校現場でどのように活用されたかを確認し、資料の改善に役立てます。	教育センター	学校	成人期	

小分類2 職域における消費者教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。	給与課		成人期	2⑤
2	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	1② 4①
3	地域における防犯対策に関する教育を行うため、防犯について専門的知識を有する防犯アドバイザーを市民団体等(市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体)に派遣します。	地域安全課	市民団体等	高校生期 成人期	1①
4	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	1① 4①
5	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期 ～成人期	1① 4①

大分類4 担い手の育成・支援

(1) 現状

庁内では、消費生活センターをはじめとする多くの課において、消費生活に関連する様々な分野の教育が実施されているほか、庁外においても振り込め詐欺等の被害防止活動を行う警察、社会貢献活動の一環として消費者教育を行う事業者、町内自治会、NPO法人等、様々な団体が、時には連携しながら、各々の活動を進めています。

消費者教育の担い手である様々な団体と連携し、また育成・支援することで消費者教育を推進します。

(2) 個別施策

小分類1 関係機関との連携

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	中学生期～成人期 (特に若者)	2④
2	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	1② 3②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
3	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。	地域安全課	警察	高校生期 成人期	1②
4	市、事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施します。	地域安全課	事業者 警察 庁内関係課	全世代	1②
5	防犯意識の高揚を図るため、市内事業者との間で、「防犯への協力に関する覚書」を締結し、協働して防犯活動を行います。	地域安全課	事業者	全世代	1②
6	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。	地域安全課 消費生活センター	警察	高校生期 成人期	1②
7	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。	広報広聴課	千葉県弁護士会	高校生期 成人期	2⑤
8	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、各区で消費者被害の防止のための講演会等を開催します。	消費生活センター	警察 区役所	高校生期 成人期	1①
9	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	1① 3②
10	消費者被害防止や地域での見守り活動を推進するため、地域住民等のニーズに合わせたくらしの巡回講座を開催します。	消費生活センター	地域団体	小学生期 ～成人期	1①
11	関係機関と連携して、「消費者被害注意報」の配信場所を増やし、高齢者の見守りに関する情報提供を促進します。	消費生活センター	高齢者等悪質 商法被害防止 ネットワーク 会議幹事及び 委員	高校生期 成人期	1②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
12	民生委員や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者実態調査に併せ、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	民生委員 高齢福祉課	成人期 (特に高齢者)	1②
13	消費者トラブルに迅速な対応をするため、高齢者と障害者の相談窓口と連携して、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	高齢障害支援課	高校生期 成人期	1②
14	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。	消費生活センター	庁内関係課 ちばし消費者 応援団	全世代	1②
15	大学と連携して、大学生の消費者被害防止に向けた取り組みを行います。	消費生活センター	大学	成人期 (特に若者)	1②
16	消費者トラブルに係る情報を取得しやすい環境を整備するため、町内自治会などと連携し暮らしの情報いずみの配布場所の見直しや、暮らしの情報いずみ特集号の発行を行います。	消費生活センター	町内自治会 医療機関	高校生期 成人期	1②
17	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	2⑤ 3①
18	千葉市民活動支援センターと連携し、消費者団体の活動促進を図ります。	消費生活センター	千葉市民活動 支援センター	全世代	
19	市が主催又は後援・共催する消費者教育に関連するイベントや啓発資料等の情報を一元化し、市民に情報提供します。	消費生活センター	庁内関係課 消費者教育に 関する活動を行 っている団体及 び事業者	全世代	
20	消費生活センターの機能周知や消費者トラブルの啓発のため、消費生活センターでの職場体験学習や教育現場への消費生活相談員の派遣等を行います。	消費生活センター 指導課	学校	小学生期～成人 期 (特に若者)	1①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
21	消費者教育推進WGが作成した指導用資料や消費者教育用視聴覚教材(相談する勇気)について学校教育での活用を図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	小学生期 中学生期	1①
22	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への受け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	2⑤ 3①
23	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期 ～成人期	1① 3②
24	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。	健康支援課	健康課 食生活改善推進員	全世代	2①
25	関係機関と連携し、食育のつどい等イベントを開催し啓発を行います。	健康支援課	庁内関係課 関係行政機関 食品関係団体等	全世代	2①
26	関係団体や食品関連事業者等と連携し、料理教室を開催します。	健康支援課	健康課 食品関係団体	全世代	2①
27	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢福祉課	(公社) 千葉市 シルバー人材センター	成人期	2②
28	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。	高齢福祉課 高齢施設課	消費生活センター いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	1①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
29	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター	全世代	2③ 3①
30	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。	環境保全課	庁内関係課	高校生期 成人期	2③
31	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連のイベントを開催します。	環境保全課	エコメッセ実行委員会	全世代	2③
32	児童、生徒向け環境教育教材を作成し、活用します。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	2③
33	市立の小中学校において、環境学習モデル校を指定し、年間を通じた教科やその他の取組の中で、児童及び生徒の環境保全活動に参加する意識の向上等を図ります。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	2③
34	焼却ごみの削減に向け、イベントでの啓発品の配布や大学生ボランティアグループとの連携による啓発を行います。	廃棄物対策課	大学生ボランティアグループ	全世代	2③
35	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶキッズ・アントレプレナーシップ教育を推進します。	経済企画課	大学 事業者	小学生期 ～高校生期	2⑤
36	地産地消の推進のため、関係機関や農政課と連携し、市内産農産物を取り入れた学校給食を計画的に実施します。	保健体育課	農業協同組合 卸売業者 農政課 学校	小学生期 中学生期	2①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
37	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	1①
38	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費生活に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館	高校生期 成人期	2⑤

小分類2 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	(公財) 千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会 国際交流・国際協力活動を行う団体	全世代	2④
2	国際化を推進するため、国際交流ボランティアを育成します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	高校生期 成人期	2④
3	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。	市民自治推進課	ボランティア団体 NPO団体	中学生期 ～成人期	
4	地域の防犯体制を強化するため、防犯パトロール隊について育成、支援及び表彰を行います。	地域安全課	防犯パトロール隊	高校生期 成人期	1①
5	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。	消費生活センター	地域団体 事業者	全世代	3①
6	7か所のボランティアセンターを通じて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。	地域福祉課	ボランティアセンター ボランティア団体	小学生期 ～成人期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
7	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成・育成を行います。	健康支援課	健康課	成人期	2①
8	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	2① 3①
9	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。	高齢福祉課	町内自治会 社会福祉法人	成人期	1②
10	大草谷津田いきもの里等を整備し、自然保護活動の育成等を目的として、ボランティア団体が行う保全活動を支援します。	環境保全課	ボランティア 団体	高校生期 成人期	2③
11	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	2③ 3①
12	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。	収集業務課	集団回収団体	全世代	2③
13	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	2① 3①
14	国際理解教育に係る取り組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。	生涯学習振興課	千葉ユネスコ協会	全世代	2④

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
15	ちば生涯学習ボランティアセンター（生涯学習センター内）において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。	生涯学習振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター ボランティア団体	高校生期 成人期	

資料編

I 「千葉市における消費生活の課題整理報告書」の概要

A ワークショップ

1 ワークショップの実施

消費者教育の推進・拡充を図る観点から、本市では、消費者教育推進計画の策定に先立ちワークショップ（問題解決のためのグループ討議）を実施しました。

2 ワークショップの実施時期・実施方法

(1) 実施時期 平成25年8月20日～平成26年1月16日（全5回）

	開催日時	実施内容
①	平成25年 8月20日(火) 14:30～17:00	【講義1】消費者教育推進法と新たな展開について 【講義2】千葉市の消費生活相談の状況について 【説明】ワークショップの進め方 (自己紹介、日頃の活動、グループ課題)
②	9月3日(火) 15:00～17:00	【報告】 千葉市の消費者教育に関連する事業について 【グループ活動】 各自の取り組み、学校、地域、職域での取り組みの 現状と課題
③	9月17日(火) 15:00～17:00	【報告】 消費者・事業者対象のアンケート調査について 【グループ活動】 アンケートについての意見、千葉市での取り組みに ついて意見交換
④	12月19日(木) 15:00～17:00	【報告】 消費者・事業者対象のアンケート調査の途中結果に ついて 【グループ活動】 アンケート結果を踏まえ、千葉市に必要な方策や課題 について意見交換
⑤	平成26年 1月16日(木) 15:00～17:00	【グループ活動】 グループ提案のまとめ 各グループで話し合った成果を発表し、意見交換

- (2) 実施方法 参加者24名を3つのグループに分け、グループごとにA学校教育、B事業者、C地域、について検討を行った

【ワークショップ構成員とグループ割】

	所 属	グループ
1	千葉市立小中台南小学校	A 学 校 教 育
2	千葉市立千城台西中学校	
3	千葉市立千葉高校	
4	千葉市子ども会育成連絡会	
5	(一社) ガールスカウト 千葉県連盟 千葉地区協議会	
6	千葉市PTA連絡協議会	
7	千葉大学教育学部小学校教員養成課程	
8	千葉市市民局生活文化スポーツ部消費生活センター	
9	千葉市教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習振興課	B 事 業 者
10	(株) 千葉銀行広報CSR部	
11	千葉商工会議所 中小企業振興部 産業振興課	
12	イオンリテール(株) 南関東カンパニー 総務部	
13	千葉市経済農政局農政部農政課	
14	生活協同組合コープみらい千葉県本部 参加とネットワーク推進室	
15	千葉大学大学院工学研究科	
16	千葉市市民局生活文化スポーツ部消費生活センター	C 地 域
17	千葉市環境局環境保全部環境保全課	
18	千葉市女性活動推進会	
19	千葉市生涯学習センター	
20	千葉市民生委員児童委員協議会	
21	千葉市老人クラブ連合会	
22	千葉市手をつなぐ育成会	
23	消費者	
24	千葉市市民局生活文化スポーツ部消費生活センター	

3 グループ別検討結果

【グループA（テーマ：学校教育）】

(1) 若者への情報周知の方法について

若い世代へ消費者情報をどう提供していくのがよいのか、対象や主体（関係団体）別に市の課題や提案を整理した。

①対象別の情報提供の課題

- ・子どもと保護者を対象とした情報提供（ガールスカウト、学校との連携）
- ・若者、大学生に対する情報提供（事業者や大学との連携。大学の入学式・オリエンテーションや事業者の入社式や研修の場の活用）

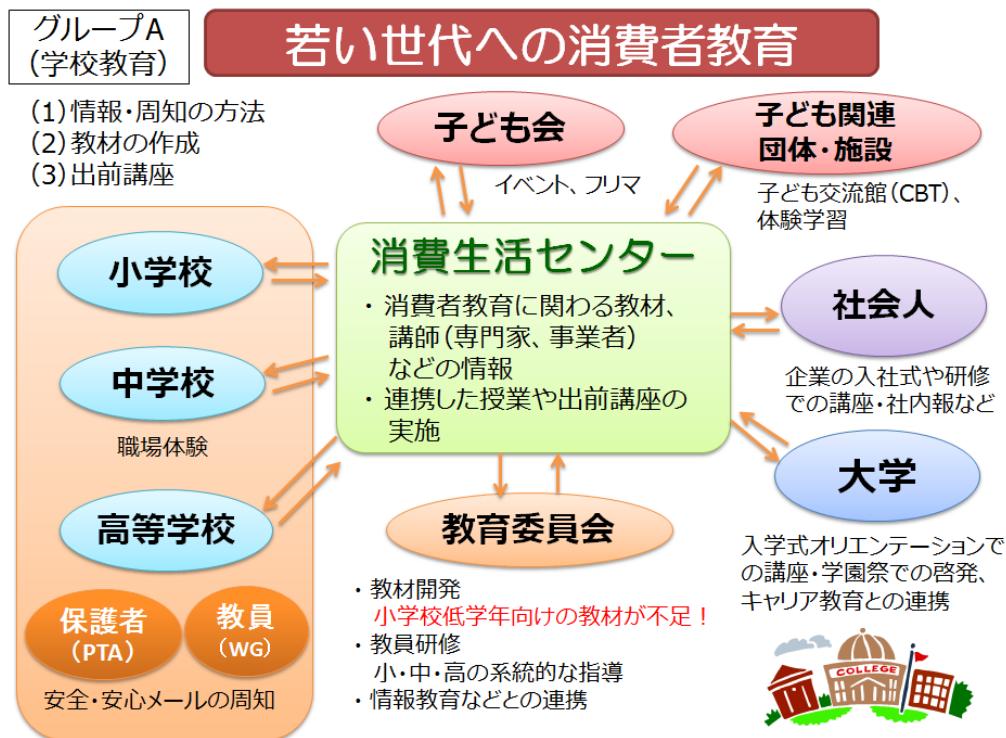
② 千葉市「安全・安心メール」の周知と活用

- ・学校、保護者、大学や事業者との連携による安全・安心メールの登録促進

(2) その他

- ・小学校低学年向けの教材の作成
- ・「きぼーる」内のこども交流館との連携による教材の作成
- ・(中学校) 職場体験等を実施している事業者との連携
- ・(高校) 独り立ちに向けた内容を扱った教育ソフトを活用したお金に関する講演会や授業の実施
- ・企業が実施している出前講座の活用
- ・学校の教員を対象に消費者教育についての理解を促すための小学校から大学までの教育課程に関する体系的な資料の作成

(3) 検討結果イメージ



【グループB（テーマ：事業者）】

（1）事業者が行う消費者教育の促進について

中小様々な事業者が参加（出店・出展）しやすく、様々な消費者（子どもから高齢者まで）が集まるショッピングモールを意識した「学びのモール」という空間・仮想の場を設定する。体験・交流がキーワード。

（2）事業者が参加しやすい消費者教育

① 祭り・イベント

- ・地域のイベントでのブース設置、体験型ワークの実施、商体験
- ・イベントスタッフ（ボランティア）の確保、主催者の協力要請
- ・地産地消や食育に関連し、推進店のマークの掲示、店舗を紹介する地域マップの作成、タウン誌（地域情報誌）の掲載等で紹介・推奨
- ・地元工場・施設体験ツアーの実施。ものづくりや製品になるまでの過程を学べるツアーやゴミ処理やリサイクルの工程を学べる体験会等の企画。ホームページによる案内・PRや、動画を使った紹介
- ・事業者向けの講座・情報交流会を開催し、消費者の視点やニーズを学ぶ機会の提供

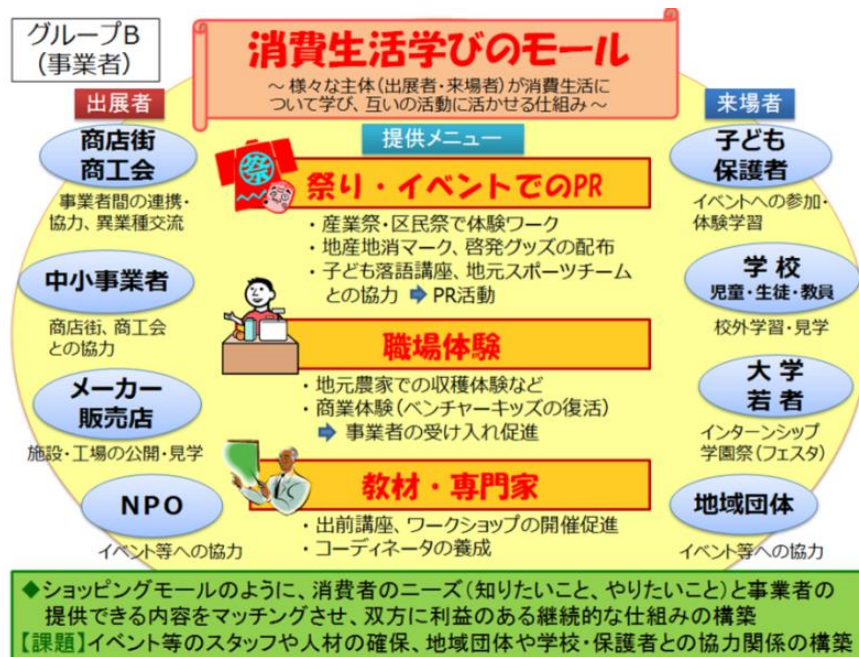
② 職場体験

- ・中学生向けに職場体験を実施している事業者の活用
- ・事業者（受け入れ体制）と学生側（やりたいこと）のマッチング方法の検討（ジョブ・カード制度等）

③ 教材・専門家

- ・事業者が学校に提供できるもののリストアップ
- ・事業者と学校や地域団体とを結びつけるコーディネーター、市民ボランティアの養成

（3）検討結果イメージ



【グループC（テーマ：地域）】

（１）地域における情報提供の在り方について（特に高齢者）

①情報伝達のネットワーク

- ・各団体から情報伝達の橋渡しとなるキーパーソンの推薦を要請
- ・地域の集まりに参加しない高齢者への情報伝達に関する民生委員への協力依頼

②情報伝達の間

- ・地域の活動の中心となる自治会、老人会、社会福祉協議会との連携

③伝達の方法

- ・単独の講座開催は集客が困難なため、自治会や老人クラブ主催行事への参加

④伝達のためのツール

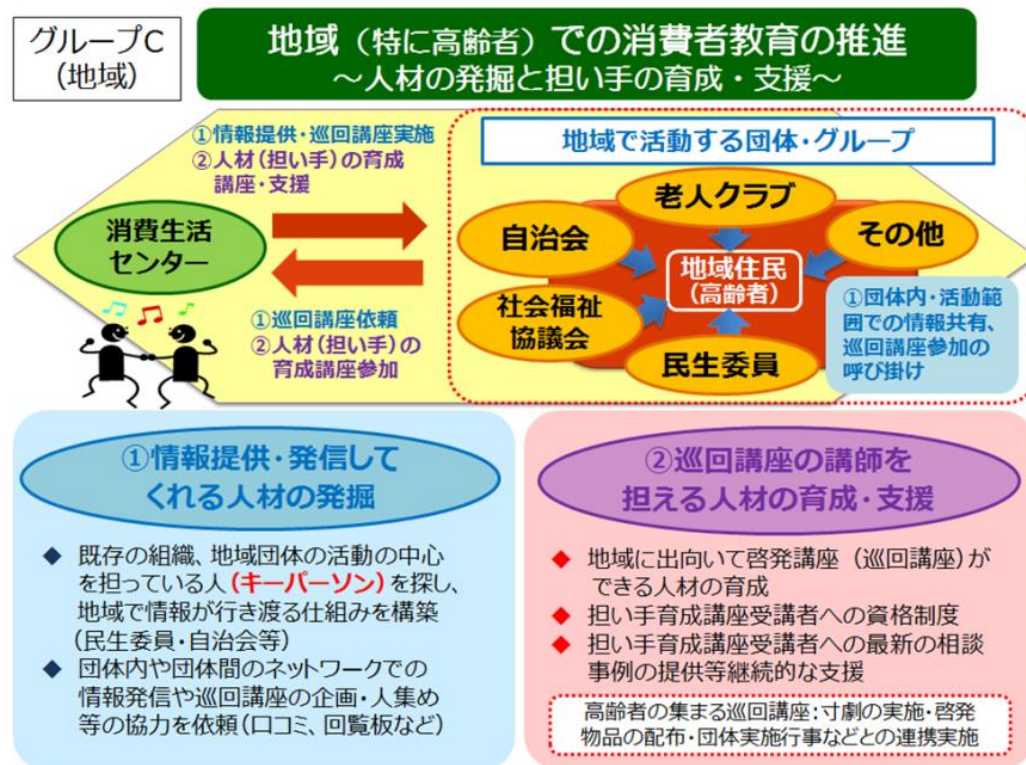
・高齢者を対象とした配布物に関する配慮（電子媒体以外の情報提供の検討。大きい文字の使用等）

- ・配布に携わる自治会・民生委員への配慮（重いものを避ける等）

⑤講師としての人材育成

- ・講座への参加を促進する資格の作成
- ・育成した人材への継続的な情報提供
- ・老人クラブ等における消費者リーダーの育成

（２）検討結果イメージ



B 検討会

1 検討会の実施

ワークショップで出された意見・提案と、市内の消費者と事業者に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、検討会を実施しました。

2 検討会の実施時期等

- (1) 開催日時：平成26年3月6日（木）午後4時～6時
- (2) 開催場所：公益財団法人消費者教育支援センター会議室
- (3) 検討委員：佐分 正弘 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）理事長
田島 治子 千葉市立小中台南小学校校長
西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授、日本消費者教育学会会長

3 検討会での意見集約

- (1) 千葉市の抱える全体的な課題
 - ・消費者教育の拠点としての担い手や人材の育成が必要
 - ・消費生活センターの利用者や利用団体を増やす工夫・努力が必要
- (2) 学校教育
 - ・小・中・高校における消費者教育の内容を系統立て、連携した取組を促す
 - ・家庭科だけでなく、社会科・公民科、情報科などの関連教科との連携を図る
 - ・様々な立場・年齢層との交流、ネットワークの活用で新しい情報を得る
 - ・青少年育成委員会（親子向け教育の場）の活用
 - ・教育委員会・教育センターと消費生活センターとの連携
 - 教員が活用できる教材情報や実践事例の提供
 - ・消費者教育を学校全体で取組むための「全体計画」「年間指導計画」の策定
 - ・消費生活相談員を呼ばなくても授業ができる「パッケージ教材」の提供
 - ・千葉市教育研究会（市教研）での教育プログラムや教材の紹介・周知
 - ・学校現場からの相談への対応（例：総合的な学習の時間への協力、講師・専門家情報）
 - 消費生活センターでのコーディネート機能の強化
- (3) 大学
 - ・入学オリエンテーションでの若者向け消費生活講座の充実（学生ハンドブックの配布等）
 - ・文化祭（学園祭）での消費生活相談やイベント等の実施（大学生協の学生支援部門等との連携）
 - ・消費生活相談員等による出前講座の実施協力

(4) 事業者

- ・単発・個別対応的な出張授業・出前講座では根づかないので、継続的な取組が必要
- ・どのような情報・教育プログラムが提供できるか整理（プログラムバンク化）
- ・事業者向けガイドライン（教材の作成・提供、講師派遣）の策定
- ・関連教育分野の取組との連携（租税教室、模擬選挙、キャリア教育など）
- ・職場体験の機会拡充
- ・事業者の作成したリーフレットの活用

(5) 地域

- ・団体活動をサポート（団体の育成支援）する事務局の運営や拠点づくり
→ 団体の発展性（コミュニケーション、新しい会員の募集）が必要
- ・推進サポーターの育成・登録制度の創設

C 千葉市における消費生活の課題整理

1 千葉市における消費生活の課題整理

ワークショップや検討会での意見や提案、消費者と事業者に対して実施したアンケート調査の結果をもとに、今後の千葉市の消費者教育推進に向けた主要な課題と方策について下のとおり、まとめました。

2 各主体に応じた消費者教育の取組課題

(1) 学校教育に関する取組課題と方策

A 学びの場・教育機会の充実

- ・市内の全ての学校が消費者教育を積極的に進められるように、教育委員会等と連携して、学校での全体計画・指導計画づくりに役立つ情報を提供する。
- ・学校が市内の事業者や地域団体と連携して消費者教育に取り組めるよう、事業者や地域団体の取組内容を分野別または業種別に紹介するための仕組みを検討する。
- ・学校やPTA等の協力により、保護者向けに、子どもの消費生活に関わるトラブルや製品事故に関する情報等を迅速かつ的確に周知する仕組みを検討する。

B 教材・教育プログラムの充実

- ・消費者教育推進ワーキンググループで学校現場の要望に応じた教材や指導用資料の検討を行い、学校での活用を図る。
- ・子ども向け施設や団体と連携し、子ども向けのイベントや教育プログラムの実施を支援する。

C 人材の育成・活用

- ・教員研修において、市の作成した教材資料の活用法や、消費生活相談員と協力した授業づくり、家庭や事業者・地域と連携した取り組みについての研修を行う。

(2) 事業者に対する取組課題と方策

A 学びの場・教育機会の充実

- ・市内の事業者が参加する地域の祭りやイベントにおいて、消費者が事業者の取り組みを知ったり、消費生活について学べたりする工夫を行う。
- ・市内の事業者の協力を得て、農業・商業の体験、職場体験や施設・工場見学の機会をつくり、消費者が事業者の取り組みを学べる機会を増やす。

B 人材の育成・活用

- ・従業員対象の消費生活に関する講座・研修や、事業者の消費者（顧客）担当またはCSR担当対象の研修会や情報交流会を開催し、消費者志向的な企業活動ができる人材育成を支援する。

C 消費者教育の取組に対する支援

- ・中小企業であってもその事業者可能な形で、消費者教育に参加してもらえる仕組みを構築し、その活動を支援するための手法を検討する。
- ・学校からの職場体験の受け入れや授業協力、消費者向けイベントへの参画等、消費者教育の推進に寄与した事業者を表彰し、市の消費者教育関連事業への参画を促す。

(3) 地域における取組課題と方策

A 学びの場・教育機会の充実

- ・地域で活動する団体と連携して、出前講座（くらしの巡回講座）の種類や回数を増やして実施する。

B 教材資料の充実

- ・地域の高齢者・障害者・見守り活動向けに、消費生活に関する分かりやすい教材資料や啓発グッズを作成し、地域での啓発活動に活用する。

C 人材の育成・活用

- ・地域に出向いて出前講座（くらしの巡回講座）ができる人材を養成する研修講座を実施し、地域団体の活動と連携し講座を実施する。
- ・消費生活センターが発信する情報を既存の組織、地域団体の中で共有してくれる人材を発掘し、消費者関連情報のネットワークづくりを行う。
- ・市民公益活動やボランティアを推進する機関と連携し、消費生活に関する市の取り組みや消費者問題への関心を喚起する取り組みを行い、消費者教育の担い手としての個人・団体の育成を行う。

D 消費者教育の取組に対する支援

- ・地域での消費者教育・啓発活動の推進に寄与した団体や実践者を表彰し、市の消費者教育関連事業への参画を促す。

3 対象に応じた消費者教育の取組課題

(1) 子ども（親子）対象の取組課題と方策

- ・子ども向け施設や子ども関連団体と連携し、子どもや親子向けの消費者教育に関する講座やイベントを実施するほか、事業者等が行うものについても情報収集し、情報を一元化して、市民に提供する。
- ・子ども向け施設や子ども関連団体と連携し、子どもや親子が楽しみながら学べる体験型の教材・教育プログラムの充実を図る。
- ・子どもや親子向けの講座やイベントができる人材を育成し、子ども関連団体の活動等と連携して、子どもや親子が興味関心を持って消費者教育にふれあい、親しみを感じられるような講座やイベントを実施する。

(2) 若者（大学生等）対象の取組課題と方策

- ・学生の支援を行う部署や地域との連携を図る部署、大学生協等の学生支援部門と連携・協働して、入学オリエンテーションや学園祭等でくらしの巡回講座を実施するほか、大学等の掲示板やホームページ等でトラブルへの注意喚起を行う。
- ・学生の協力を得て、若者向けの視聴覚教材やホームページ等の充実を図り、若者に多いトラブル情報のほか、学生生活や一人暮らしの生活に役立つ情報を提供する。また、学生による消費者教育・啓発に関する取り組みやセミナー・イベント等の情報も併せて発信する。
- ・大学等の関係者の協力を得て、若者に身近な消費者問題・消費生活に関する話題を取り上げた消費者教育のための教材（コンテンツ）のコンテストを開催する。受賞したコンテンツは、学校や地域での教育活動に活用できるように支援する。

(3) 一般・高齢者対象の取組課題と方策

- ・若年層向けにインターネット（ホームページやSNS）やメディアを活用した消費生活相談に関する情報提供と教育コンテンツの提供を行う。
- ・地域の高齢者の見守り活動を担っている団体や施設と連携して、高齢者向けのくらしの巡回講座の開催や、消費者被害防止のための活動を行う。
- ・地域に出向いて出前講座（くらしの巡回講座）ができる人材（消費者サポーター）を養成する研修講座を実施するほか、消費者サポーターの活動を支援する。

4 消費生活センター全般に係る課題

(1) 課題

消費者アンケートでは、消費生活センターを「知っている」と答えた人は全体で46%おり、年齢層別では、中・高年層で5割以上の人を知っていたのに対し、30歳代や30歳未満では2～3割と少なかった。また、消費生活センターの業務については、「消費者の相談にのっている」と答える人が多く、消費者への情報提供・啓発や教育を行っている所と答えた人は少ない。

消費生活センターでは、悪質商法や消費者トラブルに係る相談以外に広報誌の発行や啓発グッズ、カレンダーの配布などにより消費生活に係る情報発信等も行っており、消費者教育・消費者市民活動の拠点としての重要な役割も担う。消費生活相談の場という固定化したイメージから脱却し、市民の消費生活の安定及び向上を図る施設であることをアピールする必要がある。

(2) 対策

①消費者教育に係る活動の推進拠点・機能の強化

消費生活センターは消費者教育に係るグループや団体等の活動の拠点として、消費者教育・啓発活動に関する様々な資源（情報、人材、教材、ノウハウ）が蓄積され、活動する人・団体とのネットワークを構築・拡大していく拠点（ハブ）として機能が強化されていく必要がある。特に、消費者教育推進法の理念である「消費者市民社会」の実現

に向けた活動や学習ができる場、関係者・団体が集まる活力のある場となることが望まれる。

現在、消費生活センターが開催する消費生活講座等への参加層としては、時間の比較的余裕のある高齢者層の利用が多く、消費生活に係る資料の貸出も盛んではない。若者や中年層の関心・参画を促す一方、施設利用者を増やす仕掛けを考える必要もある。

施設に直接来所することが難しい者に対しては、ホームページやSNSといった情報ツール、メディアの活用も検討し、消費生活センターの強み・特徴である消費生活相談に関する情報や、消費者教育・啓発活動に関する情報を蓄積・発信していくようにする。

②消費生活センターのイメージアップと情報戦略

消費生活センターのイメージが、悪質商法対策や消費生活相談の時に利用するイメージが定着してしまっているため、「消費者市民社会」を形成していく「消費者市民」となるための活力を育成・支援することを積極的にアピールしていくことが望まれる。

そのため、安全・安心に係る緊急性のある情報の発信・提供に併せ、地産地消やフェアトレード等の暮らしや生活を豊かにする情報、消費者問題や消費者教育の実践や教材資料に関する情報などを蓄積・発信していく力を高める必要がある。消費生活センターが施設のある場所に固執するのではなく、消費者教育の拠点であることを意識し、センターの機能を市の関係団体や機関にも分散し、他の公共施設での消費生活相談実施や、市内各所での消費生活センターが主催・共催する講座の開催や、各公共施設での消費生活に関する情報コーナーの設置についても検討の必要がある。

また、NPOやボランティアに関心の高い市民が集う千葉市民活動支援センターやボランティアセンター等と連携した取り組みも検討し、消費者教育が市民活動も巻き込んだ全市民的な取り組みとなり、市民に定着した活動となるよう支援する。

Ⅱ 消費者教育施策の対象年齢期一覧
【大分類1 消費者被害防止のための教育】

施策の対象となる年齢期

施策の説明

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者を含む)	【再掲】 成人期 (特に若者)	【再掲】 成人期 (特に高齢者)
(小分類1 消費者被害防止に係る教育の促進)							
1					防犯アドバイザー派遣		
2					防犯パトロール隊育成・支援等		
3					地域安全まちづくり講座		
4					講演会(警察・区役所等連携)		
5					くらしの巡回講座(職域)		
6		地域住民等のニーズに合わせたくらしの巡回講座					
7					消費者志向的な経営に関する研修(事業者向け)		
8		消費生活センター主催の講演会等における悪質商法とその対処法に関する講座の実施					
9		消費生活センターでの職場体験学習や教育現場への消費生活相談員の派遣(学校との連携)				○	
10		消費者教育推進WG作成資料等の学校での活用					
11		認知症サポーター養成講座					
12					成年後見制度に関する講演会及び講師派遣		
13					消費生活相談員の派遣(いきいきプラザ・いきいきセンター連携)		○
14					消費生活相談員の派遣(公民館等連携)		
(小分類2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進)							
1					千葉市新規採用職員向け啓発	○	
2					ホームページ(千葉市地域防犯ニュース)による情報提供		
3		啓発活動(地域防犯連絡会構成員との連携)					

施策の対象となる年齢期

施策の説明

【大分類 1 消費者被害防止のための教育】

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者 を含む)	【再掲】 成人期 (特に若 者)	【再掲】 成人期 (特に高 齢者)
(小分類 2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進)							
4	市内事業者との協働による防犯活動(防犯への協力に関する覚書)						
5			ちばし安全・安心メール及びホームページによる情報提供				
6				消費者被害注意報による情報提供			
7			高齢者実態調査における啓発活動(民生委員、高齢福祉課連携)				○
8		高齢者・障害者相談窓口における消費生活センター機能周知(高齢障害支援課連携)					
9			事業者に対する消費生活関連の法令・条例の周知啓発				
10			事業者との消費者志向的な経営についての意見交換				
11	イベントでの啓発活動(庁内関係課、ちばし消費者応援団との連携)						
12				消費生活センターホームページによる情報提供			
13				大学との連携による大学生に対する取組			○
14			「暮らしの情報いずみ」の配布場所見直し及び特集号の発行				
15			成年後見制度に関するパンフレット配布及びPR活動				
16				高齢者見守り活動の支援			

施策の対象となる年齢期

施策の説明

【大分類2 自立した消費者になるための教育】

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者 を含む)	【再掲】 成人期 (特に若 者)	【再掲】 成人期 (特に高 齢者)
(小分類1 食に関する教育の促進)							
1			パンフレット、ホームページ等による食の安全確保に関する情報提供				
2			パンフレット、ホームページ等による食育に関する情報提供				
3	様々な年齢層を対象とした食育に関する講座						
4	食育のつどい等イベントの開催						
5				食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成・育成			
6	関係団体、食品関連事業者等との連携による料理教室						
7	健康づくり応援店						
8				食の安全に関する講演会等			
9			乳幼児の保護者等に対するホームページによる食育の情報提供				
10	保育所における食育計画の策定・実施						
11				保護者に対する食育だより等による情報提供			
12	千葉県産農産物生産者認証制度						
13		生産者による出張授業					
14	観光農園						
15	体験農園						
16	市民農園						
17	家族お米づくり体験						
18	農山村留学						

施策の対象となる年齢期

施策の説明

【大分類2 自立した消費者になるための教育】

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者を含む)	【再掲】 成人期 (特に若者)	【再掲】 成人期 (特に高齢者)
(小分類1 食に関する教育の促進)							
19		市内産農産物を取り入れた学校給食					
20	小、中、特別支援学校における食に関する指導の全体計画の策定・指導						
21		会食形態を工夫した学校給食					
(小分類2 情報とメディアに関する教育の促進)							
1			インターネットに関連する消費者トラブル、機器の適切な利用等の講座				
2			高齢者によるパソコンの活用に関する講座(千葉市シルバー人材センター)				
3			高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座(いきいきプラザ、いきいきセンター)				○
4	小中学校における情報リテラシー定着に向けた取組						
5			小、中、特別支援学校教員向けのインターネット等に関する研修				
6			パソコン操作技術の習得等に関する講座(公民館、生涯学習センター)				
(小分類3 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進)							
1	市民・事業者に対する啓発活動(ちばし温暖化対策フォーラム構成員との連携)						
2			環境家計簿機能を付したエコライフカレンダー				
3	環境問題関連イベント(エコメッセ実行委員会との連携)						
4	自然観察会(大草谷津田いきものの里)						
5			ボランティア団体による保全活動の支援(大草谷津田いきものの里)				
6			環境情報紙「エコライフちば」				
7	環境教材の作成及び活用						

施策の対象となる年齢期

施策の説明

【大分類2 自立した消費者になるための教育】

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者 を含む)	【再掲】 成人期 (特に若 者)	【再掲】 成人期 (特に高 齢者)
(小分類3 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進)							
8		環境学習モデル校					
9	環境保全に関する講演会及び学習会等						
10	エコレシピ料理の普及・啓発						
11	焼却ごみ削減を目的としたイベントにおける啓発品の配布及び大学生ボランティアグループとの連携による啓発						
12	「ちばルール」協定店						
13	ごみ減量広報誌「GO!GO!へらそうくん(市民向け)」「リサイクリーンちば(事業者向け)」						
14					生ごみ資源化アドバイザーの登録		
15	生ごみ資源化アドバイザーの派遣						
16	へらそうくんルーム、ごみ分別スクール						
17	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援						
18		親子リサイクルチャレンジ教室			親子リサイクルチャレンジ教室		
19	緑のカーテンに関する啓発						
20	持続可能な開発のための取り組みに関する情報発信(動物公園)						
(小分類4 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進)							
1			姉妹都市との青少年交流			○	
2	(公財)千葉市国際交流協会を通じた市内の国際交流・国際協力活動を行う団体の支援						
3					国際交流ボランティアの育成		
4	体験的な英語活動						

施策の対象となる年齢期

施策の説明

【大分類2 自立した消費者になるための教育】

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者 を含む)	【再掲】 成人期 (特に若 者)	【再掲】 成人期 (特に高 齢者)
(小分類4 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進)							
5			外国人講師の配置				
6		海外の姉妹校・交流校等との国際交流活動					
7		帰国児童生徒及び外国人児童生徒への適応指導等					
8	千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動の支援						
9		海外の姉妹校・交流校等との国際交流活動(稲毛高等学校・附属中学校)					
(小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進)							
1				千葉市職員向けライフプラン講座			
2				市民法律講座(千葉県弁護士会との共催)			
3				計量に関する講座及び常設展示			
4	消費生活講座及び講演会						
5	くらしの巡回講座メニューの充実						
6				生活関連商品等の価格等に関する情報提供			
7				事業者に対する計量に関する研修			
8	消費生活センター資料情報コーナーの整備						
9				消費生活センター情報プラザの整備			
10				千葉市職員に対する消費者教育研修			
11				教員、学校に対する啓発			
12	キッズ・アントレプレナーシップ教育						

【大分類2 自立した消費者になるための教育】

施策の対象となる年齢期

施策の説明

番号	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 (若者・高齢者 を含む)	【再掲】 成人期 (特に若 者)	【再掲】 成人期 (特に高 齢者)
(小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進)							
13					マンションの適正管理に関するセミナー		
14					耐震診断等に関する出前講座		
15		消費者教育に関する教員への情報提供					
16					消費生活センターとの連携による消費生活に関する講座(公民館等)		
17					消費生活に関する講座(公民館等)		

Ⅲ用語集

環境学習モデル校

「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」に基づき、環境学習の活性化を図り環境教育を推進することを目的として、環境保全課と教育委員会が千葉市立の小学校及び中学校の活動を支援する制度においてモデル校として指定を受けた学校。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第2条）。

観光農園

農家が栽培した野菜、果物、花などの農産物の収穫が楽しめる農園（平成26年度末26カ所）。

キッズ・アントレプレナーシップ教育

地域産業の振興施策の一環として、産業人材の育成を図るため、特に、次世代を担う子ども達へのアントレプレナーシップ（起業家精神）の喚起・涵養を目的として、大学や地元商店、企業等と連携し、ものづくりの楽しさや先端科学に触れる機会の創出等、起業体験に関する教育を行うもの。

くらしの巡回講座

消費生活センターが実施している出前講座。地域の集まりや講座・講演会などに講師を派遣し、最新の悪質商法とその対処法やくらしに役立つ消費生活情報等の講座を実施する。

健康づくり応援店

外食や惣菜などを利用する際に、自分に合った食事を選ぶことができるよう、以下の取り組み内容を通し、市民の健康づくりを応援する店。（平成26年度末 登録数255店）

- 1 栄養成分表示
- 2 健康に関する情報提供
- 3 ヘルシーメニューの提供（健康に配慮した料理を提供するお店）
- 4 ヘルシーオーダーの提供（健康に配慮した量の調整が可能なお店）
- 5 禁煙又は禁煙タイムの実施

国際理解教育

国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力の基礎を育成することを目的とし、「異文化と共生できる資質や能力」、「自己の確立」、「コミュニケーション能力」など、国際化対応への3つの視点から行われる教育活動。千葉市の学校教育では、「人間理解・人権尊重」、「自国文化の理解」、「他国の異文化理解」、「表現力・コミュニケーション能力」に重きをおき、「生きる力」の育成を行う。

持続可能な開発のための教育

次世代も含む地球に住む全ての人々に対して、環境的、経済的、社会・文化的視点から、より質の高い生活をもたらすことのできる開発や発展を目指した教育。持続可能な未来や社会の構築のために行動できる者の育成を目的とする。

市町村消費者教育推進計画

市町村が国の基本方針や都道府県の消費者教育推進計画（千葉県は未策定のため、千葉市は当該計画の策定において考慮の必要はない）を踏まえ策定する消費者教育の推進に関する施策についての計画（努力義務規定）（消費者教育推進法第10条第2項）。

市民農園

小面積の農地を利用して、農業が楽しめる農園（平成26年度末 3, 140区画）。

市民法律講座

市民の法知識向上の一助となるよう、千葉県弁護士会との共催で近隣とのトラブルや遺言・相続等、市民生活に身近な法律問題を題材として開催する講座。

消費者教育推進地域協議会

都道府県及び市町村が消費者教育を推進するために設置する消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等で構成される協議会（努力義務規定）。協議会では構成員相互の情報交換や調整を行うほか、消費者教育推進計画の作成又は変更に対し意見を述べる等の事務を行う（消費者教育推進法第20条）。

消費者教育推進法

消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とするため、定義や基本理念、国や地方公共団体の責務等を定めた法律。平成24年12月に施行。

消費者教育推進WG

学校における児童生徒等に対する消費者教育を推進するために設置された消費生活センター（事務局）、教育委員会、教職員から構成されるワーキンググループ。

消費者教育の推進に関する基本的な方針

消費者教育推進法第9条に基づき、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項、消費者教育の推進の内容に関する事項、関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項等、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めたもの。平成25年6月に閣議決定。

消費者志向経営

事業者が、顧客・社会からの信頼を獲得し維持するために、法令遵守の視点に加え、消費者の立場を踏まえた事業行為を行うこと。具体例として、日頃から社内外のリスク情報を収集する手段を講じて、リスク情報への感度を上げ、迅速かつ適切な対応が図れる体制を構築することや、高齢者の特性に配慮した契約方法の導入や読みやすい契約書の作成等が挙げられる。

消費生活センター情報プラザ

消費生活センターの1階にあり、食・暮らし・環境のほか、センターで発行している「暮らしの情報いずみ」や消費生活に関する講座・講演会のお知らせのチラシ等消費生活に役立つリーフレット、パンフレットを設置している。また、はかりに関する資料の展示も行っている。

消費生活センター資料情報コーナー

消費生活センターの2階にあり、市内在住・在勤・在学の方に対して、消費生活に関連する図書・雑誌・新聞をはじめ、ビデオ・DVDの貸し出しを行っている（貸出期間2週間）。

情報モラル教育

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度に関する教育。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進が求められている（食育基本法前文）。

食育のつどい

健康支援課が関係機関・団体と連携し、毎年6月に開催する食育に関するイベント。

食生活改善推進員（ヘルスマイト）

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域で健康づくりの担い手として料理教室等のボランティア活動を行う者（平成27年4月1日 301人）。

職場体験学習

生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

セレクト給食

決められたおかず等のメニューから自らが主体的に選択することで、栄養のバランスを考え、自分の好みの料理を選ぶ楽しさを知ることができる給食形態。

体験農園

講師の指導のもと、種まき、苗の植え付け、栽培管理、収穫など作物を作る過程も楽しめる農園（平成26年度末 23区画）。

第2次千葉市消費生活基本計画

本市において、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、取り組むべき施策の基本方針と具体的内容を明らかにしたもの。平成24年度から28年度までの5か年計画。

地域防犯連絡会

「千葉市内の防犯への協力に関する覚書」締結者同士の情報交換の機会を設けることにより、市と事業者が協働して安全で安心なまちづくりを推進することを目的とし開催するもの

地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費しようとする取り組み。農家とふれあう機会が増えるため、生産者と消費者を結ぶことにつながる。他にも環境保全に役立ち、食料自給率及び農家所得が向上する。

ちばし安全・安心メール

市民の防犯意識向上を図るとともに、災害に対する備え等を促すために、防犯・防災に関する情報を、電子メールにより市民に提供するサービス（平成26年度末 42,792人登録）。

ちばし消費者応援団

千葉市が市内で消費者教育に関する活動を行う団体等に対し、消費生活センターの利用や、ステッカーの提供、市ホームページでの紹介及び、消費者教育に役立つ情報の提供支援等を行うことにより消費者教育の推進を図るちばし消費者応援団登録制度において、登録された団体（平成26年度末 17団体）。

千葉市消費生活審議会

消費者施策を推進するため、市長の附属機関として設置された審議会で、学識経験者、消費者、事業者及び関係行政機関の職員より構成される。市民の消費生活の安定と向上に関する重要な事項について調査審議等を行う（千葉市消費生活条例第36条）。

千葉市産農産物生産者（千葉市産農産物生産者認証制度）

地産地消の一環として、生産者の顔が見える農業の実現を目的に、消費者が一目で「千葉市産」を確認できるよう表示化を図る「千葉市産農産物生産者認証制度」において、新鮮で安心な千葉市産農産物を生産する生産者として認証を受けた者。

ちばルール

実効性が高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない「ちば型」の資源循環型社会を構築することを目的に、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責任のもと、ごみの減量・再資源化を推進・実践するための行動指針（平成26年度末 協定締結事業者：小売事業者57事業者153店舗、商店街5事業者、新聞販売団体3事業者）。

農山村留学

農林業の体験活動や多くの人たちとの交流等を通して、自主性・社会性を養う目的で、小学6年生を対象に実施。

バイキング給食

いわゆる「食べ放題」ではなく、栄養のバランスを考え、自分の適した量だけ好きな料理を選んで食べることができる方式を指しており、児童生徒が健康によい食べ方を身につけようとする自己管理能力や、身体に必要な食品を選ぶ力を身につけることを目的とした給食形態。

フェアトレード

発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じ、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み。フェアトレード商品の購入は、児童労働の撲滅や低賃金の改善、農薬使用量の少ない原料を使った商品の流通につながる。

防犯パトロール隊

住民により構成され、定期的に防犯活動を行なっている団体（平成26年度末 718団体）。

IV 消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日法律第六十一号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本方針等（第九条・第十条）
- 第三章 基本的施策（第十一条—第十八条）
- 第四章 消費者教育推進会議等
（第十九条・第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生

活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

（基本理念）

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。)、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下この章及び第四章において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければ

ならない。

5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関

係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有

する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。)において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター(以下この章において「国民生活センター」という。)は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第十一条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な

取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 基本方針に関し、第九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、

事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(平

成24年12月13日) から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※表紙のイラストは、ちばし消費者応援団のシンボルマークです。

ちばし消費者応援団とは、

Chiba city Consumer Cheering party という3つの「C」をガッツポーズのように配し、
応援の力強さや暖色で燃えるような熱意を表しています。

千葉県消費者教育推進計画

発行 平成27年8月

編集・発行 千葉県 市民局 生活文化スポーツ部 消費生活センター

〒260-0045 千葉県中央区弁天1-25-1

電話043-207-3601

F A X 043-207-3111

電子メール shohi.CIL@city.chiba.lg.jp

